

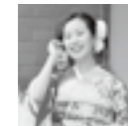


大型連休中のごみ出し

環境生活課 ☎(232)2114

ゴールデンウィーク中は通常ごみの収集日程が異なりますのでご注意ください。

| 期日 | ごみ収集 (通常のごみ出し) | ごみを直接持ち込む場合 | | し尿くみ取り 中野衛生局 ☎(232)0636 | |
|----------|-------------------|---|--|------------------------------------|--|
| | | 燃やすごみ、可燃性粗大ごみ (菊池環境工場 クリーンの森合志) ☎(248)0330 | 資源物、不燃物 不燃性粗大ごみ (環境美化センター) ☎(293)1222 | | |
| 4月27日(火) | 収集カレンダーのとおり | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | ※し尿のくみ取り については事前 の確認をお願いします。 | |
| 4月28日(水) | | 休み | | | |
| 4月29日(木) | | 休み | | | |
| 4月30日(金) | 休み | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | | |
| 5月1日(土) | | 休み | | | |
| 5月2日(日) | | 休み | | | |
| 5月3日(月) | 収集カレンダーのとおり | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | 休み | | |
| 5月4日(火) | | 休み | | | |
| 5月5日(水) | | 休み | | | |
| 5月6日(木) | 収集カレンダーのとおり | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | | |



延期していた成人式の日程が決定 令和3年菊陽町成人式は5月2日に開催

生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期していた成人式は、5月2日(日)に、中学校区を単位とし、午前と午後2回に分けて開催します。

- 日時 5月2日(日)
- ① 午前の部 菊陽中学校区
午前10時～11時
- ② 午後の部 武蔵ヶ丘中学校区
午後1時～2時

※例年に比べ、内容を縮小し、時間を短縮して開催します。

※新型コロナウイルス感染状況によつては、中止する可能性もあります。

- 場所 菊陽町図書館ホール
- 対象者 新成人(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)
- 案内状送付 令和2年10月1日時点で町内に住民票がある人に送付しています。当日は、案内状が入場券となりますので、必ずお持ちください。
- 町外に転出した人や令和2年10月2日以降に転入した人の出席 事前にお申し込みが必要です。4月9日(金)までに、氏名、郵便番号、

住所、電話番号、午前・午後の別をご連絡ください。
また、町ホームページから体調チェックシートをダウンロードし、記入して当日受付へ必ず提出してください。ダウンロードができない人は、FAXや郵送で対応しますので、ご連絡ください。

■お願い

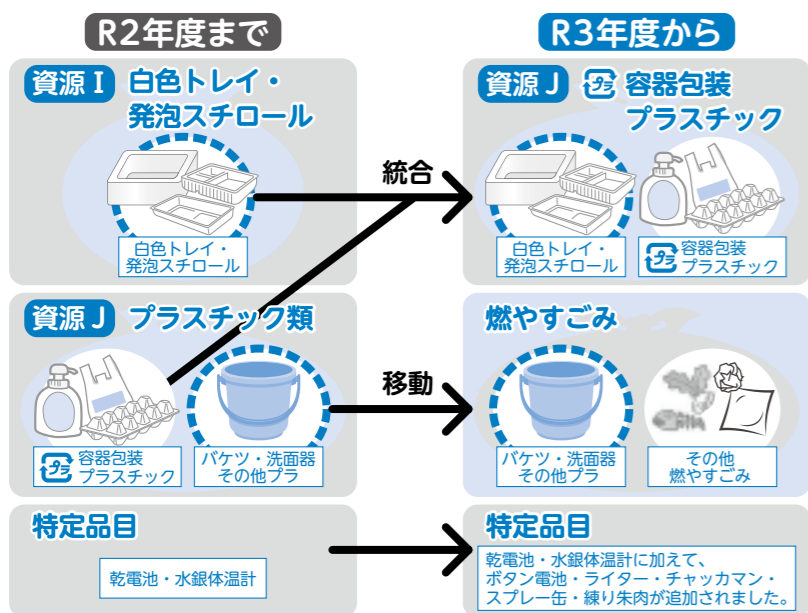
- ① 日頃より新型コロナウイルス感染リスクの高い行動は控えいただき、健康管理に十分ご注意ください。
- ② 当日はマスクの着用、手指の消毒、検温、体調チェックシートの提出にご協力ください。
- ③ 発熱や咳の症状など体調が優れない人は、出席をお控えください。
- ④ 新成人以外の会場への入場は、お控えください。介助が必要な方は、事前にご連絡ください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性の通知を受けることができる接触確認アプリCOCOAのインストールにご協力ください。

4月上旬に

「ごみの分け方・出し方」(冊子)を全戸配布します

4月1日からごみの分別方法が一部変わりますので、「ごみの分け方・出し方」を全戸に配布します。ごみ分別の参考にしてください。

昨年度からの変更点



「ごみの分け方・出し方」表紙

※容器包装プラスチックとは

「容器」とは商品を入れるもの、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり、使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

☑容器包装プラスチックには、この識別マークがついています。

※その他詳しくは、冊子をご覧ください。

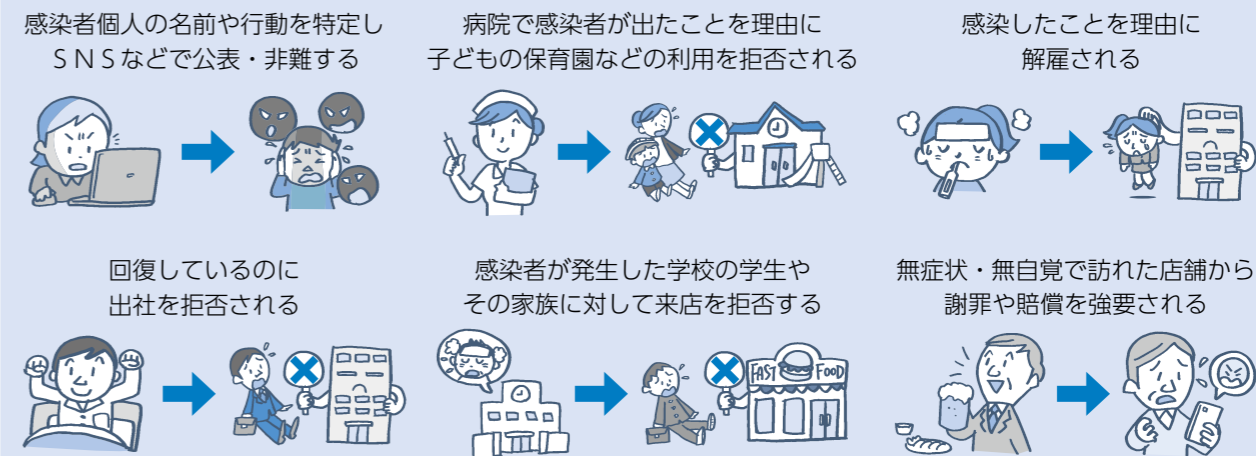
■問い合わせ

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

偏見や差別を防止する規定が新たに設けられました

2月3日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が国会で可決成立し、2月13日より施行されました。この改正法には、新型コロナウイルス感染症等の感染者やその家族、医療従事者などに対する差別的取扱いなどの防止に関する規定が新たに設けられています。偏見や差別は決して許されるものではありません。相手への「思いやり」を忘れず、人権意識を持った行動を心がけましょう。

差別的取扱いなどの事例 こうした偏見や差別は決して許されません



■問い合わせ先 人権教育・啓発課 人権教育・啓発係 ☎(232)2113